

# 東日本大震災の避難者の方々へ

愛知県弁護士会ニュース 2012年2月号

バックナンバーをお送りします。愛知県弁護士会までご連絡下さい。

## 借金問題でお困りの方へ～私的整理ガイドラインをご存じですか～

### 私的整理ガイドラインの概要(裏面にQ&Aがあります。)

**私的整理ガイドライン**とは、東日本大震災の影響により、震災前のお借入れのご返済が困難となった方(個人)が、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用することにより、一定の要件の下、債務の免除を受けられるという制度です。

**私的整理ガイドラインのメリット**ですが、①債務の免除を求めることができる、②自己破産等の裁判上の手続きをしなくてもよい、③信用情報機関(ブラックリスト)に情報を登録されない、④追加融資を受けられる可能性もある、⑤保証人の状況次第で、保証人も支払いの猶予を受けることができる、⑥国の補助により弁護士費用がかからない(注;後記Q&A参照)、などが挙げられます。

**私的整理ガイドラインの流れ**を簡単に説明しますと、i 運営委員会への(電話)相談(0120-380-883) → ii 登録専門家の援助を受けて、書類を作成する → iii それらの書類を、運営委員会を通じて、債権者へと提出する → iv 全債権者の同意を得て、(場合によっては一定の弁済を行い、)免除を受ける というのが一般的な流れです。

**私的整理ガイドラインを利用することができる方**ですが、要約して申しますと、(1)東日本大震災により、住居や勤務先などの生活基盤や、事業所・事業設備などに影響を受けた方で、(2)その結果、住宅ローン・事業性ローンなどの債務を支払えなくなった方(近い将来支払えなくなることが確実な方も含みます)です。

### 「原発事故賠償説明会+よろず相談会in愛知」が開催されました!

主催 福島原発事故損害賠償愛知弁護団 共催 愛知県被災者支援センター  
(原発事故損害賠償説明会については愛知県弁護士会後援)



1月28日、栄ガスビルで、福島原発事故損害賠償愛知弁護団の主催により「原発事故損害賠償説明会+よろず法律相談会in愛知」が開催されました。

原発事故損害賠償愛知弁護団は、主に愛知県内に避難されている被害者の、東京電力に対する適正な損害賠償を実現するため、昨年10月20日に結成されました(HP→<http://www.bunanomori-law.com/fukushima/index.html>)。

愛知県受入被災者登録制度の登録数によると、本年1月時点において県内へと避難されている方は1193名(519世帯)ですが、うち福島県から避難されている方が772名(301世帯)と群を抜いて多い状況です。その中には、東電への賠償請求に関する悩みや疑問を抱えつつ、どこに相談すればよいかわからない方も多数いらっしゃると思われました。そこで、愛知県被災者支援センターとの共催で、本説明会を開催する運びとなったのです。

説明会には、愛知県内外から、関東から避難されている方を含む計25家族が参加され、個別法律相談にも17家族の申込がありました。

東北弁で訥々と、もう福島に帰ることはない、現状を語られた被害者の方のご報告では、ふるさとの、人、土地、自然、産業を丸ごと失うという途方もない原発事故被害の重みがリアルに伝わってきました。「原発が人の命より大切なわけがないです。」との締めくくりには、その「当たり前」が実現されていない現状において、被害者の側から発信する弁護士の責務の重さが実感されました。

弁護団では、今後、3月、4月にも原子力損害賠償紛争解決センターへの集団申立を予定しています。被害者の方におかれましては、一度、弁護団までご相談(052-968-7535)いただければと思います。



### 今後の交流会予定

3月18日(日)  
犬山市・交流会(第一回絆プロジェクト)

3月25日(日)  
弥富市・交流会

※いずれの交流会にも弁護士が参加します。

### ～ちょっと一息 名古屋港のご紹介～

名古屋港水族館は世界最大級の都市型水族館で、イルカ、シロイルカ(ベルーガ)、ペンギン、ウミガメなどが繁殖されています。悠々と泳ぐ魚をながめると、心が少し癒されます。

[アクセス]

地下鉄名港線名古屋港駅から徒歩10分

入場料(一般) 大人(高校生以上) 2,000円

小・中学生 1,000円

幼児(4歳以上) 500円

シニア(愛知在住の65歳以上。要証明書)

1,000円

身障者は無料。等級によっては介護者1名も。

また、名古屋港には、シートレインランドという遊園地もあります。大観覧車からは、伊勢湾、名古屋港、名古屋市が一望できますよ!

## 私的整理ガイドラインについて、お答えします！



### Q1 私的整理ガイドラインを利用できるのはどんな人なの？

→ (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。  
(2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。  
(3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。  
(4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。  
(5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。  
(6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。  
(7) 破産法 252 条第 1 項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由に相当する事実がないこと。  
の、各要件を満たす被害者の方です。

### Q4 私的整理ガイドラインの利用を申し出るためには、大体どのような書類が必要なのですか？

→ 申出書のほかに、  
①住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)、②陳述書及び添付資料(給与明細書・源泉徴収票・課税証明書の写し等)、③財産目録及び添付資料(預貯金通帳・証書の写し等)、④債権者一覧表、⑤家計収支表(直近2ヶ月)、⑥事業収支実績表(直近6ヶ月;事業者の場合)、⑦り災証明書、被災証明書等  
などが必要とされています。

### Q6 私的整理ガイドラインと破産とはどう違うのですか？

→ メリットとしては、  
①ブラックリストに載らない、②原則として、保証人に対して請求が行かない(Q8)、③不動産を残せる、④無料で専門家による援助を受けられる(Q5)、⑤500万円の財産を残せる(Q7)  
ことなどが挙げられます。  
他方、デメリットとしては、  
①破産手続と異なり、法的な拘束力を持つわけではありませんので、全債権者の承諾が必要、②用意する資料が多い、③時間がかかる  
ことなどが挙げられます。

### Q8 私的整理ガイドラインを利用して、保証人としての保証債務も免除してもらうことはできますか？

→ 通常想定できる範囲を超えた未曾有の大災害である、東日本大震災という不可抗力により、主たる債務者が債務を履行できなくなったことを考慮すると、保証人に不測の負担を強いることは相当ではありません。ですので、「保証履行を求めることが相当と認められる場合」を除き、保証履行を求められることはないとしています。「保証履行を求めることが相当と認められる場合」にあたるかは、①保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人との関係、保証による利益・利得をどの程度どのような経緯で得ていたか等を考慮した保証人の責任の度合いや、②保証人の資産、収入、震災による影響の有無等を考慮した生活実態をふまえて判断される保証人の履行能力などを総合的に勘案して判断されることとなります。  
そして、保証履行を求められない場合には、対象債権者と保証人との間で保証契約の解除又は保証債務の免除が行われるものと考えられます。

### Q2 私的整理ガイドラインを利用したいと思ったときには、どうしたらよいですか？

→ まずは、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(フリーダイヤル: 0120-380-883)に電話相談します。

そこで、現在の状態(震災により、借金が支払えない状態になったことや、近い将来、借金を支払えなくなることなど)を説明した上で、弁護士を紹介して欲しいと告げます。

すると、運営委員会は、登録専門家の弁護士等を紹介してくれます。

登録専門家は、無料で、貴方の借金整理のため、私的整理ガイドラインを利用するために必要な書類の作成などを援助してくれます。

その後、作成した書類などを、運営委員会を通じて債権者に送付してもらい、全債権者の同意の下で、残余債権を免除してもらいます。

### Q3 「既往債務を弁済することができない」「近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれる」とってどういうこと？

→ 前者は、東日本大震災前から負担している債務について、約定どおりの返済ができない状態であって、破産手続における「支払不能」の状態をいいます。

後者は、現時点では約定どおりの返済ができているものの、債務者が資力を欠いているために、近い将来、返済できなくなることが確実に見込まれる状態をいい、民事再生手続における「支払不能のおそれ」に相当する状態を指します。

上記の状態かどうかは、債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断されます。

ちなみに、被災者生活支援金、災害弔慰金等については、Q7のとおり手元に残せますから、これらを債務者の資産に含めてその返済能力を判断することは、適当でないと考えられています。

### Q5 登録専門家の弁護士をつけて、私的整理ガイドラインで債務を免除してもらう場合、弁護士費用はかかりますか？

→ 運営委員会に相談し、紹介してもらった登録専門家の弁護士により書類作成等の援助を受けた場合であっても、国の補助が出ますので、弁護士費用はかかりません。

### Q7 私的整理ガイドラインを利用して借金等を免除してもらったら、全ての財産を失ってしまうのですか？

→ そうではありません。

①現金、預貯金については、原則として、併せて500万円を目安として残すことができます。

②家財道具など、法律上自由財産として残すことができるものは、500万円とは別に残すことができます。

③被災者生活支援金、災害弔慰金、義援金なども、別に残すことができます。

④場合によっては、保有する不動産の価値に相当する金額を(分割)弁済することで、不動産も残すことができます。

私的整理ガイドラインを利用するかどうかご相談されたい場合は、下記に御連絡下さい。

日本弁護士連合会東日本大震災電話相談(0120-366-556 平日午前10時~午後3時)